

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年3月31日

香川県監査委員	平 木 享
同	水 本 勝 規
同	鍋 嶋 明 人
同	仲 山 省 三

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松北警察署	平成21年1月9日
坂出警察署	”
善通寺警察署	”
琴平警察署	”
機動隊	平成21年1月13日
東かがわ警察署	”
高松南警察署	”
高松西警察署	”
運転免許課	平成21年1月14日
交通機動隊	”
高速道路交通警察隊	”
警察学校	”
交通企画課	平成21年1月29日
交通指導課	”
交通規制課	”
捜査第一課	”
捜査第二課	”
組織犯罪対策課	”
鑑識課	”
科学捜査研究所	”
公安課	平成21年1月30日
警備課	”
生活安全企画課	”
地域課	”
少年課	”
生活環境課	”
総務課	平成21年2月4日

企画課	”
人事課	”
監察課	”
会計課	”
厚生課	”
情報管理課	”
さぬき警察署	平成21年2月26日
高松東警察署	”
小豆警察署	”
丸亀警察署	”
三豊警察署	”
観音寺警察署	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・精査を行うなど一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

事務事業の執行に当たっては、効果的かつ効率的な執行に努めることなどを要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 行政財産の目的外使用について

行政財産の目的外使用に伴う管理諸経費について、年度末に一括徴収していたものがあつたので、上半期、下半期ごとに徴収する必要がある。(会計課)

イ 収入調定について

信号機等の修繕に要した公費立替に係る弁償金について、収入調定手続が遅延していたので、適切に調定を行う必要がある。(会計課)

ウ 特殊勤務手当の支給について

夜間特殊業務手当について、誤って支給しているものがあるので、戻入させる必要がある。(高松東警察署)

(3) 検討指示事項

重要物品の廃棄について

警察署において、重要物品(車両速度測定装置等)が香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)に基づき廃棄処分され、備品一覧表から抹消されているにもかかわらず、速やかに現物の廃棄が行われていないため、保管責任者が不明確となっており、今後、廃棄手続の適正化を図る必要がある。(会計課)